

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和7年度)
様式

作成日 2025/10/23
最終更新日 2025/10/23

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日	更新あり	2025/10/1
国立大学法人名		国立大学法人一橋大学
法人の長の氏名		中野 聡
問い合わせ先		総務部総務課（TEL: 042-580-8038、E-mail: pp-hyouka@ad.hit-u.ac.jp）
URL		https://www.hit-u.ac.jp/

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認	更新あり	2025（令和7年）9月29日から10月7日において経営協議会委員による事前の確認及び意見照会を行った上で、10月22日開催の経営協議会においてガバナンス・コードの適合状況を審議、承認した。 【経営協議会委員意見】 1．公表内容全体について 全体として、本適合状況において「学長のリーダーシップのもと」や「学長の責任において」は当然のことであり、あえて記載する必要はない。 2．補充原則1－3⑥(2) ダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針について、障がいの有無に関する記載がないため、追記した方が良い。 3．原則2-1-2、補充原則2-1-2① 学長のリーダーシップ及び決定権の行使について、具体的な事例を掲げて記述した方が良い。 4．補充原則2-1-2③ 情報の発信の例として示すものについて、より適切なものがないか確認する必要がある。 5．原則2-4-1 ビジョンの実現に向けて理事等がどのような役割、権限、責任を全うしたのか、より具体的な記述があると良い。 【意見への対応状況】 1～5にて追記、補足及び修正が求められた点について、委員からの意見を踏まえ、実施状況等を確認のうえで適合状況に必要事項の追記等を行った。

記載事項	更新の有無	記載欄
監事による確認	更新あり	2025（令和7）年9月18日に、監事に対しガバナンス・コードの適合状況について説明し、意見交換を行った。 【監事意見】 1．補充原則1-3⑥ 学長のリーダーシップを発揮しうるガバナンス体制、役員会、経営協議会、教育研究評議会、部局教授会等の権限と責任について、国立大学法人法、学校教育法の最近の改正の趣旨を踏まえているかどうかの検討（部局長会議のありかた、懲戒規定の見直し等）が進められているが、今後の議論の進展を注視する。 2．補充原則3-1-1② 学外委員への事前説明が十分に行われることにより、経営の重要事項（株式会社設立等）に関して活発な意見交換が行われるようになり、審議の実質化が図られていることを高く評価する。 3．補充原則4-2③ 利益相反に関して、より適切な管理の方法に関して検討が始まっているが、検討の方向性も示すことが望ましい。 4．原則2-1-1 最近採択された「未来を先導する世界トップレベル大学院教育拠点創出事業（FLAGs）」は、本学の長期的なビジョンの策定とその実現に至る戦略を示したものであり、またそれに関する学長説明会も近々予定されている。この点は、この半年の大きな成果であり、高く評価する。令和7年度10月1日現在の状況として、何らかの追加を行うと良い。 5．補充原則2-1-3③ 今までは顕在化したリスクの対応を中心に、部局長も含めたリスクマネジメント体制が構築されてきたが、この1年、潜在リスクの検討とその対応に関する議論が行われており、キャンパス内不審者対応とサイバーセキュリティ対応の2点に関する検討とその対策が図れていることを評価する。今後、特にサイバーセキュリティについては注視していく。 【意見への対応状況】 1～3のご意見について、いずれもより適切な体制、環境となるよう継続的に検討する。4、5の意見については、監事からの意見を踏まえ、実施状況を確認のうえで必要事項を適合状況に追記、修正した。
その他の方法による確認		—

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】

- ☒ 当法人は、運営方針会議を設置していない法人であり、
原則２－２－１～原則２－２－３（運営方針会議に関する原則）は適用されず、当該原則に関連する記載を要しない法人である。
- ☐ 当法人は、運営方針会議を設置する法人であり、全ての原則の対象となる法人である。

記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、各原則をすべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		-

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則 1 – 1 ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋	更新あり	本学は、ミッションである「一橋大学研究教育憲章」を踏まえ、「日本の社会科学の改革を牽引して、レジリエントな世界の社会・経済システムの構築に向けた知見と社会イノベーションを創出し、社会の改善を実現するグローバル・リーダーを育成する世界最高水準の社会科学の国際的な研究・教育拠点となる」ことを指定国立大学法人構想に掲げており、これを本学のビジョンとして位置付けている。これを実現するため、指定国立大学法人構想推進会議や国際アドバイザリーボード等の学内外の関係者の意見を聴きながら2022（令和 4）年度に指定国立大学法人構想を改めて策定し、構想実現に向けた戦略や具体的な方策を示すとともに、2024（令和 6）年度には「一橋大学研究力向上ビジョン」を策定し、研究力強化に取り組んでいる。これらはKPIも含め目標達成に向けた工程表とともに本学ウェブサイトで公表している。また、これらの戦略・目標は中期目標・中期計画にも反映され、目標達成に向けて確実に取組を行っている。 （一橋大学研究教育憲章） https://www.hit-u.ac.jp/guide/charter/index.html （指定国立大学法人構想） https://www.hit-u.ac.jp/guide/dnu/index.html （中期目標・中期計画） https://www.hit-u.ac.jp/guide/middle/index.html （一橋大学研究力向上ビジョン） https://www.hit-u.ac.jp/academic/vision/index.html
補充原則 1 – 2 ④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等	更新あり	本学のミッションを踏まえ、その目標実現のための具体的な戦略として指定国立大学法人構想を策定し、進捗状況については指定国立大学法人構想推進会議等の学内会議で定期的に確認している。 また、第 4 期中期目標期間においては法改正により国による年度評価が廃止されたが、社会への説明責任を果たす自己点検・評価の充実を図るため、第 4 期中期目標期間においても中期目標・中期計画の達成に向け年度計画を策定し、年度終了後にはその進捗状況について自己点検・評価を実施し、さらに、検証結果に基づいて次年度の年度計画等に改善を反映させている。これらについては本学ウェブサイトにおいて広く社会に公表している。 （指定国立大学法人構想） https://www.hit-u.ac.jp/guide/dnu/index.html （中期目標・中期計画） https://www.hit-u.ac.jp/guide/middle/index.html （自己点検・評価） https://www.hit-u.ac.jp/guide/information/assessment/self-assessment/index04.html （一橋大学研究力向上ビジョン） https://www.hit-u.ac.jp/academic/vision/index.html
補充原則 1 – 3 ⑥（１） 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制	更新あり	本学の意思決定過程の重要な審議機関として、法人の経営面については学長等の役職員及び学外委員で構成する経営協議会を、教育研究面については各研究科長等の部局長に加え各研究科及び研究所から計15人の教授を評議員として構成する教育研究評議会を、それぞれ学長を議長として運営している。また、各組織等の権限及び責任については、「国立大学法人一橋大学基本規則」、「国立大学法人一橋大学経営協議会規則」、及び「国立大学法人一橋大学教育研究評議会規則」において明確に規定し、運営組織の体制については、機構図を本学ウェブサイトで公表している。 （国立大学法人一橋大学経営協議会規則） https://www1.g-reiki.net/hit-u/reiki_honbun/u457RG000000008.html （国立大学法人一橋大学教育研究評議会規則） https://www1.g-reiki.net/hit-u/reiki_honbun/u457RG000000007.html （国立大学法人一橋大学基本規則） https://www1.g-reiki.net/hit-u/reiki_honbun/u457RG000000003.html （機構図） https://www.hit-u.ac.jp/guide/data/pdf/data_a.pdf

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則 1－3⑥（2） 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針	更新あり	第4期中期計画において、テニュアトラック制度や年俸制等を活用しながら、若手教員（40歳未満）の採用を拡充することを全学的な目標として設定されており、教員の退職に伴う教員採用人事計画を全学の人事委員会（委員長：学長）で審議する際も、国際的業績を上げられる優秀な若手教員の積極的な確保を促すことで、世代間の流動性の促進を通じた年齢構成の適正化を図っている。また、ポジティブ・アクション（採用等の機会における男女間の格差を是正するため、積極的に機会を提供すること）に基づいて女性教員の積極的な採用を進めており、このことについても女性教員を積極的に採用するよう全学人事委員会から各部局に採用条件をつけている。さらに、HIAS BRIDGES等の施策を学長のリーダーシップのもと戦略的に進めている。これらにより、6年間を通じた全学における若手教員採用比率を40%以上、女性教員採用比率を20%以上とすること、および外国任教員在籍比率を第3期中期目標期間（2020（令和2）年度実績：約10%）より上昇させることを目標としている。また理想の年代構成及びダイバーシティ構想実現のための、一橋大学全学人事ロードマップを作成、公表し学内外に示している。さらに、2023（令和5）年3月29日に「一橋大学ダイバーシティ・エキティ&インクルージョン推進宣言」を制定し多様性（Diversity）、公正性（Equity）、包摂性（Inclusion）を積極的に推進していくことを、学内外に向けて宣言した。また、障がい者雇用についても、ダイバーシティの確保に向けて事務職員において安定的な雇用を進めている。 （中期目標・中期計画） https://www.hit-u.ac.jp/guide/middle/index.html （一橋大学全学人事ロードマップ） https://www.hit-u.ac.jp/guide/information/jinji.html （一橋大学ダイバーシティ・エキティ&インクルージョン推進宣言） https://www.hit-u.ac.jp/sankaku/
補充原則 1－3⑥（3） 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画	更新あり	本学の目標を実現するために必要となる支出額を分析し、その活動を財政的に担保するための収入の見通しを含めた中期的な財務計画を公表するとともに、学部及び経営管理研究科の授業料値上げ、資金運用における外部コンサルタントとの契約、キャンパスグランドデザインの策定と実行、一橋大学基金におけるファンドレイザーの雇用、一橋講堂の料金の改定を行うなど収入増加に向けた取組について、本学ウェブサイト等において公表している。 （指定国立大学法人構想） https://www.hit-u.ac.jp/guide/dnu/index.html （中期目標・中期計画） https://www.hit-u.ac.jp/guide/middle/index.html
補充原則 1－3⑥（4）及び補充原則 4－1③ 教育研究の費用及び成果等（法人の活動状況や資金の使用状況等）		事業報告書や財務諸表等に加え、本学の教育、研究、社会貢献を中心とした活動に係る費用及び成果等の理解を深めてもらうため、統合報告書において、事業・財務関連情報を公表している。また、資金運用方針に基づき運用して得られた運用実績について、本学ウェブサイトにおいて公表している。 （事業報告書） https://www.hit-u.ac.jp/guide/information/jigyou.html （財務諸表） https://www.hit-u.ac.jp/guide/information/zaimu.html （統合報告書） https://www.hit-u.ac.jp/guide/information/i_report.html （資金運用） https://www.hit-u.ac.jp/guide/information/shikin-unyo.html

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則 1－4 ② 法人経営を担いうる人材を計画的に育成するための方針	更新あり	教員については、部局長、教育研究評議員、役員補佐等の役職への登用や、学長と役員補佐との懇談会を実施し大学の現状やビジョンを共有することにより、将来の役員となる人材を育成している。 事務職員の人材育成については、「国立大学法人一橋大学における大学経営人材育成方針」を制定している。当該方針では、職員の人材育成及び配置を複線型キャリアパスとして定めており、これに基づき、第4期中期目標期間中に大学経営管理者の育成のため、事務職員（2025（令和7）年5月1日時点196人）を対象に開講する体系的なプログラムである大学経営管理人材育成プログラムを30人修了させること、海外大学等への職員OJT派遣等をはじめとする事務職員の国際化に向けた取組を推進することを目標とし公表している。また、これに基づき高度な経営職及び高度な専門職を配置することを目指し、部長職の専門化（従来のゼネラル型部長職を高度な経営職に位置付け）、高度な専門職としての参事の新設などにより、職員の高度化を進めている。その実現状況については、中期目標・中期計画において進捗状況の管理・検証を行い、検証結果等は実績報告書等で公表するとともに、検証結果に基づいて次年度の年度計画等に改善を反映させている。 また、職員一人ひとりが本学の職員として求められる態度・能力、資質を自覚し、責任と信念をもって自らの業務を遂行する大学運営の担い手を育成することを目的として、各職員がキャリア形成、業務遂行、能力開発の一助となると思われる受講セミナーを選び受講する、ビジネスセミナーを実施している。このほか、教育・研究に精通した大学改革・大学経営を担える人材を育成するため、事務系職員に対し、大学の業務に必要な高度な専門的知識等の獲得にかかる費用を補助する職員力開発研修を2023（令和5）年度から導入した。さらに、職務及び行動の指針の制定、これらの実現状況を検証する会議体としての人材育成推進会議の設置等の取組を進めた。 このほか、大学の将来を構想する力やそれを実現するための戦略を構築し、最適なマネジメントのもとで大学改革を主導する人材を育成するために開催されている「国立大学協会ユニバーシティ・デザイン・ワークショップ」に理事、副学長等の幹部教職員を派遣し、将来の経営人材の育成を図っている。 （中期目標・中期計画） https://www.hit-u.ac.jp/guide/middle/index.html
原則 2－1－3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等	更新あり	理事は、学長が定める大学運営の重要なテーマに応じた役割分担により、学長を補佐して本学の業務を掌理するとともに、役員会の構成員として学長の意思決定を支えるなど、学長の法人経営における補佐役として重要な役割を果たしている。なお、理事の責任・権限等は「国立大学法人一橋大学基本規則」や本学ウェブサイトで公表している。その理事の選任については、本学における適正な経営の確保のため、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有した者のうちから、学長が、それぞれの役割にふさわしい人材を理事候補者として選考し、教育研究評議会及び経営協議会の議を経て、学内外あわせて7人の理事を任命している。 また、副学長及び学長補佐の選任にあたっては、それぞれの担当として適切かつ効果的に運営することができる者を任命している。 （国立大学法人一橋大学基本規則） https://www1.g-reiki.net/hit-u/reiki_honbun/u457RG00000003.html （中期目標・中期計画） https://www.hit-u.ac.jp/guide/middle/index.html （大学組織の概要（役員等）） https://www.hit-u.ac.jp/guide/organization/officers.html
補充原則 2－2－1 ① 【運営方針会議を設置する法人のみ該当】 運営方針委員の選任等にあたっての考え方や選任理由		当法人は、運営方針会議を設置すべき要件に該当しておらず、経営協議会及び役員会を中心とした意思決定プロセスによる法人運営を行っているため、当該原則は該当しない。

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則２－３－１ 役員会の議事録		大学運営の基本事項に関しては、役員会の意見を聴取した上で学長が決定している。 また、役員会は、迅速な政策決定が行えるよう、基本的に毎月（８月を除く）定例開催しており、その議事録は本学ウェブサイトで公表している。 （役員会議事要録） https://www.hit-u.ac.jp/guide/information/disc_03.html
原則２－４－２ 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況	更新あり	学長のビジョン実現のための法人経営を行うにあたり、その目的に合致した外部の経験を有する者を役員として積極的に登用しており、その者の選任理由等を本学ウェブサイトで公表している。 （大学組織の概要（役員等）） https://www.hit-u.ac.jp/guide/organization/officers.html
補充原則３－１－１① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫	更新あり	経営協議会学外委員の選考方針については、「国立大学法人一橋大学経営協議会規則」において、本法人の役員または職員以外のもので大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命するもの８人と規定しており、実際に、様々な業界におけるトップクラスの人物を委員に任命している。 「国立大学法人一橋大学経営協議会規則」において、経営協議会で審議する事項を明記し、適切な議題の設定を行うとともに、オンラインでの開催や会議資料の事前送付並びに事前説明等、審議を活性化させるため運営方法を工夫している。また、戦略的な法人経営を可能にするため、学外委員を構成員に含む会議とその他の学内会議の役割、構成、運営方法などを継続的に見直す旨が中期計画に記載され、本学ウェブサイトで公表している。 （国立大学法人一橋大学経営協議会規則） https://www1.g-reiki.net/hit-u/reiki_honbun/u457RG00000008.html （中期目標・中期計画） https://www.hit-u.ac.jp/guide/middle/index.html
補充原則３－３－１① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由	更新あり	経営協議会の学外委員の中から経営協議会において選出された者８人、及び教育研究評議会の評議員の中から教育研究評議会において選出された者８人（ただし、役員は委員になれない。）により構成される学長選考・監察会議によって、学長に求められる基準として「国立大学法人一橋大学長に求められる資質と能力」を決定し、本学ウェブサイトで公表している。また、「国立大学法人一橋大学学長選考規則」及び「国立大学法人一橋大学学長選考実施細則」に規定する方法に基づき、学長選考・監察会議委員の適正な選考により学長予定者を決定し、選考の手續・方法、選考結果、選考過程及び選考理由を本学ウェブサイトで公表している。 （学長選考に関する情報） https://www.hit-u.ac.jp/guide/information/disc_02.html#president （国立大学法人一橋大学学長選考規則） https://www1.g-reiki.net/hit-u/reiki_honbun/u457RG00000119.html
補充原則３－３－１③ 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無	更新あり	本学の学長の任期は４年、引き続き再任の任期は２年とし、計６年間を任期の上限としている。 任期４年としているのは、再任審査にあたり、学長のビジョンや大学のミッションを実現させるにあたっての実績評価の期間として学長就任後３年間が評価の適度な期間と判断しているためである。再任の任期については、再任審査を踏まえて、安定的・継続的にリーダーシップを発揮し、中期目標・中期計画の達成を実現できるよう、４年間の任期満了後２年間の再任を可とする現行の制度が妥当であると判断している。 また、任期の上限については、任期の長期化に伴う組織の硬直化の防止の観点から、６年を超えることができないものとしている。 再任については、学長選考・監察会議における毎年度の学長の業務執行状況の確認とともに、任期途中までの業績評価を踏まえ、「国立大学法人一橋大学学長選考規則」により、学長選考・監察会議が学長の業績等の審査に基づき優れた業績を上げていると判断した場合は、その再任を決定することができるとしている。 （国立大学法人一橋大学基本規則）

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
		https://www1.g-reiki.net/hit-u/reiki_honbun/u457RG00000003.html (国立大学法人一橋大学学長選考規則) https://www1.g-reiki.net/hit-u/reiki_honbun/u457RG00000119.html
原則３－３－２ 法人の長の解任を申し出るための手続き	更新あり	学長の解任に関する事項については、 - 一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき - 二 職務上の義務違反があるとき - 三 職務の執行が適当でないため国立大学法人一橋大学の業務の実績が悪化した場合であって、引き続き当該職務を行わせることが適当でないと認められるとき - 四 その他学長たるに適しないと認められるとき に、学長選考・監察会議全委員の３分の２以上の賛成による決議に基づき文部科学大臣に対して学長の解任を申し出ることができることについて、「国立大学法人一橋大学学長の解任手続きに関する規則」において定めている。 また、「国立大学法人一橋大学基本規則」において、監事は、学長が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、または法若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を学長及び学長選考・監察会議に報告するとともに、文部科学大臣に報告することを規定しており、上記解任手続きに関する規則とともに本学ウェブサイトで公表している。 (学長選考に関する情報) https://www.hit-u.ac.jp/guide/information/disc_02.html#president (国立大学法人一橋大学基本規則) https://www1.g-reiki.net/hit-u/reiki_honbun/u457RG00000003.html
補充原則３－３－３② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果	更新あり	「国立大学法人一橋大学学長選考・監察会議規則」において、学長選考・監察会議が、その定めるところにより学長の業務執行状況についての確認を行うものとすることを規定しており、学長選考・監察会議が決定した「国立大学法人一橋大学長の業務執行状況の確認について」に基づき、毎年度、学長の業務執行状況についての確認を行っている。 また、確認の結果について、今後の法人経営に向けた助言となるよう学長に通知するとともに、本学ウェブサイトで公表している。 (学長選考に関する情報) https://www.hit-u.ac.jp/guide/information/disc_02.html#president
原則３－３－４ 学長選考・監察会議の委員の選任方法・選任理由		学長選考・監察会議は、中立性・公正性・独立性が担保された中で、学長選考及び学長の業務執行状況の確認を行うことが出来るよう、その委員の選任方法や選任理由を本学ウェブサイトで公表している。 (学長選考に関する情報) https://www.hit-u.ac.jp/guide/information/disc_02.html#president
原則３－３－５ 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由		本学では、現在、大学総括理事を置いていない。学長選考・監察会議において、毎年度会議が定めるところにより学長の業務執行状況を確認し、また、現学長についてもこれまで同様、大学における教育研究活動等を適切かつ効果的に運営できる能力を有する人材を求めたうえで選考されており、大学総括理事を置くことを必要とする意見は提示されていない。当該会議において大学総括理事を置くこととする場合には、その結果に至った理由と経緯を公表することとする。 (学長選考に関する情報) https://www.hit-u.ac.jp/guide/information/disc_02.html#president

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
基本原則 4 及び原則 4 － 2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況	更新あり	中期目標・中期計画及び大学評価に関する情報等の法定公開情報については、本学ウェブサイトにて専用ページを用意し、関連情報をまとめて公表している。また、指定国立大学法人構想についても本学ウェブサイトにて専用ページを用意し、目標実現に向けた工程表や進捗状況を公表している。 内部統制については、法人の業務を分担管理する理事及び副学長の下、法人の業務活動に係る体制や規則等を整備し、マニュアルの提供や研修の実施など規則等に関する知識や制度を理解する機会を設け、制度等の周知徹底、教職員の意識向上に努めており、それら取組の状況等については、学内会議等により役員・副学長等で共有され、適宜必要な見直しを継続的に行い、改善・質の向上を図る仕組みになっている。また、監事により法人の業務執行の状況を定期的に監査し、その結果は学長に報告され、改善に活かされる形となっている。さらに、2020（令和 2）年11月に「一橋大学における内部質保証に関する基本方針」として、教育及び研究、組織及び運営、並びに施設及び設備の状況について継続的に点検・評価し、質の保証を行うとともに、絶えず改善・向上に取り組むことに関する体制や手順を定め、本学ウェブサイトにて公表している。また、当方針に基づき実施する自己点検・評価の結果は、原則として本学ウェブサイト等を通じて公表している。 リスク管理に関しては、教育・研究その他の大学運営に影響を及ぼす様々なリスクを的確に把握し、予防的な観点から迅速に対処するため、「国立大学法人一橋大学リスクマネジメント規則」を制定し、リスクマネジメント体制及び対処方法を定めている。リスクを能動的にモニタリングし、リスクマネジメントに関し必要な事項を検討するため、学長を委員長とし理事・副学長、各研究科長等を委員としたリスクマネジメント委員会を設置している。 法令に違反した事実、又はそれにつながる恐れのある事実については、早期発見と是正を図るため、「国立大学法人一橋大学における公益通報に関する規則」を定めている。通報窓口については、学内外に設け、学内窓口には監査事務室長、学外窓口には匿名で通報できる弁護士を置き、その体制や通報に必要な事項等について本学ウェブサイトにて公表している。 倫理行動に関しては、「一橋大学研究教育憲章」、「国立大学法人一橋大学役職員倫理規程」、「一橋大学における研究活動に係る行動規範」を定め、研究者をはじめ本学構成員に対し遵守させている。また、行動規範については、「一橋大学における公正な研究活動の推進に関する規則」、「国立大学法人一橋大学における公的研究費等の不正使用防止に関する基本方針」、「一橋大学における公的研究費等の適正な管理・運営に関する規則」等により実効性のある取組を実践するとともに、必要に応じ見直しを行っている。なお、これらについても本学ウェブサイトにおいて公表し、周知徹底している。 研究者に求められる倫理規範を修得させ、不正行為を事前に防止するため、研究倫理教育eラーニング受講を義務付けるとともに、説明会における啓発活動を行っている。 （法定公開情報） https://www.hit-u.ac.jp/guide/information/disc_02.html （指定国立大学法人構想） https://www.hit-u.ac.jp/guide/dnu/index.html （自己点検・評価一覧） ※「一橋大学における内部質保証に関する基本方針」も同ページに掲載 https://www.hit-u.ac.jp/guide/information/assessment/self-assessment/index04.html （公益通報について） https://www.hit-u.ac.jp/function/announce_02/ （一橋大学研究教育憲章） https://www.hit-u.ac.jp/guide/charter/index.html （国立大学法人一橋大学役職員倫理規程） https://www1.g-reiki.net/hit-u/reiki_honbun/u457RG00000217.html （一橋大学における研究活動に係る行動規範） https://www.hit-u.ac.jp/function/announce_01/O_4.pdf （一橋大学における公正な研究活動の推進に関する規則）

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
		https://www1.g-reiki.net/hit-u/reiki_honbun/u457RG00000305.html （国立大学法人一橋大学における公的研究費等の不正使用防止に関する基本方針） https://www.hit-u.ac.jp/function/announce_01/O_0.pdf （一橋大学における公的研究費等の適正な管理・運営に関する規則） https://www.hit-u.ac.jp/function/announce_01/O_71.pdf （一橋大学における公的研究費等の適正な運営・管理について） https://www.hit-u.ac.jp/function/announce_01/index.html （不正行為に関する通報窓口について） https://www.hit-u.ac.jp/function/inquiry.html#13 （国立大学法人一橋大学リスクマネジメント規則） https://www1.g-reiki.net/hit-u/reiki_honbun/u457RG00000142.html
原則４－１ 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫	更新あり	法令に基づく情報公開については、本学ウェブサイトにて法定公開情報としてまとめて適切に公表するとともに、指定国立大学法人構想や大学の将来構想に関する情報に関しても本学ウェブサイト等で広く一般に公表して透明性を確保している。さらに、本学ウェブサイトのユーザビリティ及びアクセシビリティ向上のため、日本語及び英語サイトのトップページ改修を行った。 また、法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報についても、本学ウェブサイトにてそれぞれ専用ページを作成し、関連情報をまとめて公表し、ウェブマガジンの公開、広報誌ニュースレターの作成及びプレスリリース等を行っている。 なお、学生及び親族等に向けて周知を行うべき各種支援事業等に関する情報（授業料免除申請、奨学金申請、学生寮入居申請、住まい支援等）については、本学ウェブサイトに掲載するとともに、特に重要な情報については学務情報システムへの掲載やメール配信も行うことで、周知の徹底に努めている。 また、研究活動については、2024（令和６）年度に研究IR室のウェブサイトを新設し、大学の研究状況の調査分析、研究力強化を目的としたセミナーやイベントの開催等についての情報発信、また本学の研究情報を定期的に発信するニュースレターを掲載している。 （法定公開情報） https://www.hit-u.ac.jp/guide/information/disc_02.html （指定国立大学法人構想） https://www.hit-u.ac.jp/guide/dnu/index.html （在学生の方へ） https://www.hit-u.ac.jp/students/index.html （「一橋大学で学びたい方へ」サイト） https://juken.hit-u.ac.jp/ （経済支援） https://www.hit-u.ac.jp/shien/campuslife/financial.html （学生寮・アパート） https://www.hit-u.ac.jp/shien/campuslife/apartment.html （住まい支援制度） https://www.hit-u.ac.jp/shien/campuslife/apartment_support.html （研究活動案内） https://www.hit-u.ac.jp/academic/index.html （「研究IR室」サイト） https://ir.hias.hit-u.ac.jp/ （産学官との連携） https://www.hit-u.ac.jp/iag_corp/index.html

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則 4－1 ① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況	更新あり	企業・地域・国民・国際社会に至る多様なステークホルダーに対して、中期目標・中期計画及び大学評価に関する情報等の法定公開情報、指定国立大学法人構想等の大学の将来構想に関する情報を本学ウェブサイトにて公表している。このほか、大学のビジョンや基本情報・財務情報を掲載した統合報告書、キャンパスマスタープラン、環境報告書、教育研究の成果等をまとめたウェブマガジンについて、それぞれ本学ウェブサイトに専用ページを用意し、関連情報をまとめて公表している。 受験希望者に対する大学案内や奨学金等の学生支援に関する情報については「一橋大学で学びたい方へ」サイトやSNS、在学生やその親族に対する授業や学生支援等に関する情報については、学務情報システムや本学ウェブサイトに掲載するなど、その内容に応じて情報提供ツールを使い分けて、幅広いステークホルダーに必要な情報を提供している。 具体的には、学生及び親族等に向けて周知を行うべき各種支援事業等に関する情報（授業料免除申請、奨学金申請、学生寮入居申請、住まい支援等）については、内容や重要度に応じて本学ウェブサイトや学務情報システムへの掲載及びメール配信等を組合せて発信している。その他、学生向けの情報（アルバイト情報や各種省庁等の啓発活動による周知依頼等）については、主として学務情報システム及び学内掲示板等で発信している。 また、研究活動については、幅広いステークホルダーである一般社会や産業界に向けて、広く情報提供を行うために、本学ウェブサイトや各部局のウェブサイト、報道機関へのプレスリリース、SNSなどにより公表している。また、各部局においてウェブサイトのリニューアルや研究活動を紹介する動画を制作し、動画配信サイトを通じて配信するなど、大学院生向けの情報を充実させている。 （法定公開情報） https://www.hit-u.ac.jp/guide/information/disc_02.html （指定国立大学法人構想） https://www.hit-u.ac.jp/guide/dnu/index.html （統合報告書） https://www.hit-u.ac.jp/guide/information/i_report.html （キャンパスマスタープラン2024改訂版） infra_campusmasterplan2024.pdf （環境報告書） https://www.hit-u.ac.jp/guide/information/environment.html （「一橋大学で学びたい方へ」サイト） https://juken.hit-u.ac.jp/ （在学生の方へ） https://www.hit-u.ac.jp/students/index.html （経済支援） https://www.hit-u.ac.jp/shien/campuslife/financial.html （アルバイト紹介） https://www.hit-u.ac.jp/shien/campuslife/parttime_work.html （学生寮・アパート） https://www.hit-u.ac.jp/shien/campuslife/apartment.html （住まい支援制度） https://www.hit-u.ac.jp/shien/campuslife/apartment_support.html （研究活動案内） https://www.hit-u.ac.jp/academic/index.html （「研究IR室」サイト） https://ir.hias.hit-u.ac.jp/

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則 4－1 ② 学生が享受できた教育成果を示す情報		各学部・研究科の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入の方針（アドミッション・ポリシー）を定め、教育研究活動等の状況に関する情報を本学ウェブサイトで公表するとともに、「一橋大学で学びたい方へ」サイトにおいて本学入学後における学修環境などを分かりやすく紹介している。 また、学生支援センターキャリア支援室ウェブサイトにおいて、キャリア支援室が提供しているキャリア相談や各種支援施策、進路状況等を公表しているほか、教育の成果について、本学教育課程における学修の修得度及び満足度等の把握を目的とした、卒業生、修了生を対象としたアンケート調査や学生生活実態調査を実施し、その結果を公表している。 （教育研究活動等の状況に関する情報） https://www.hit-u.ac.jp/guide/information/education.html （「一橋大学で学びたい方へ」サイト） https://juken.hit-u.ac.jp/ （「キャリア支援室」サイト） https://www.hit-u.ac.jp/shushoku/career_support/top.html （2024年度 卒業生・修了生を対象としたアンケート調査） https://arinori.hit-u.ac.jp/2024/11/06/graduate-survey2024/ （学生生活実態調査） https://www.hit-u.ac.jp/shien/campuslife/chosa.html
法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項		■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報 https://www.hit-u.ac.jp/guide/information/disc_02.html